

“東京都福祉サービス 第三者評価制度”が 変わります

——— 主な変更点は以下の4点です ———

評点が変わります

16年度評点「5, 4, 3, 2, 1」



17年度評点が変わります。

「A⁺, A, B, C」

評点をつけるルールが より明確になります

評点は、「標準項目」と呼ばれる項目の
チェックの数で決まるようになります。

平成17年度の評点基準

- 「A⁺」標準項目を全て満たした上で、標準項目を超えた
取り組みをしている状態
- 「A」標準項目を全て満たしている状態
- 「B」標準項目のうちひとつでも満たしていないものがある状態
- 「C」標準項目をひとつも満たしていない状態

組織マネジメントに関する 評価結果も公表します

これまでは、サービス提供に直接関係
する項目について公表してきましたが、
厚生労働省のガイドラインにあわせて、
評価を行った項目については全て公表
します。

福祉サービス提供事業所の評価情報を
総合的に入手することができるように
なります。

評点根拠を公表します

A⁺, A, B, Cという評点の根拠となった
標準項目チェック結果を公表します。
それにより評点の理由や、事業所の状
況がよりわかりやすくなります。

東京都福祉サービス評価推進機構

財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13F

TEL 03-5206-8750 FAX 03-3235-8533